

別添

Torikyo-NET インターネット接続機器等調達業務仕様書

1 業務名 Torikyo-NET インターネット接続機器等調達業務

2 概要

鳥取県内の公立学校の教職員（以下、「ユーザ」という。）が、鳥取県教育委員会が設置・管理する教育系ネットワークを通じて、校務で使用するパソコン（以下、「校務用パソコン」という。）から安全にインターネットを利用できるようにするために必要な機器及びアプリケーション等（以下、「調達物品」という。）を調達するものである。

3 納入期限

令和8年6月30日（火）

4 ライセンス及びメーカー機器保守有効期間

令和8年7月1日から令和10年3月31日まで

5 調達物品の種類及び利用アカウント数

調達物品	区分	参考型番又は指定型番	利用ユーザ数
(1) セキュリティブラウザ	ライセンス	【参考型番】 Soliton SecureBrowser	8,700
(2) セキュリティゲートウェイ	アプライアンス	【参考型番】 Soliton SecureBrowser 専用 ゲートウェイ	8,700
(3) ファイル転送システム (無害化連携機能付)	アプライアンス	【参考型番】 Soliton FileZen S	8,700
(4) 無害化ソフトウェアライセンス	ライセンス	【指定型番】 OPSWAT MetaDefender	8,700
(5) 認証及び証明書発行アプライアンス	アプライアンス	【参考型番】 Soliton NetAttest EPS	8,700
(6) Windows Server 2025 User CAL	ライセンス	【指定型番】 Windows Server 2025 User CAL SiCSP教育機関専用	5,400

調達物品	調達台数	参考型番
(7) L2スイッチ	2台	Cisco C9200L-24T-4G-E

6 仕様の詳細（保守含む）

(1) 共通事項

ア 調達物品は全て新品とすること。

イ 調達物品が持つ機能は全て追加のライセンス費用を必要とせず利用可能なこと。

ウ 調達物品の設定作業等は全て発注者が行うため、設定作業費の見積もりは不要とする。ただし、設定作業に必要なマニュアルの提供及び契約期間を通じて設定・構築作業及び障害対応等のメーカーの保守及びサポートを発注者が直接受けることができるようにすること。

エ 調達物品は仕様書5に記載する利用アカウント数のユーザが同時にストレスなく利用できる構成及び台数で見積もること。

セキュリティブラウザの利用において、「ストレスなく」とは、ユーザ認証完了後、概ね3秒以内を目安にインターネットのホームページが表示されることを指す。なお、この場合の校務用パソコンからインターネットに接続するネットワーク帯域及び校務用パソコンのスペックは十分に確保されていることを前提とする。

ファイル転送システム（無害化連携機能つき）の利用において、「ストレスなく」とは、ユーザがインターネット上からセキュリティブラウザ内の領域にダウンロードした標準1MBの電子ファイルを基準にして、当該電子ファイルを異なるネットワークへ転送（インターネット接続系→校務用パソコンが接続するネットワーク）させる際に、新たにファイル転送システムにログインを行う必要がなく、セキュリティブラウザ上での操作によりファイル転送システムを用いて、自動で無害化した上でのファイル転送が可能であること及びセキュリティブラウザ上での電子ファイルの選択からファイル転送完了までが概ね10秒以内に収まることを指す。

オ 調達物品ごとの必要な機能は（2）の各表のとおりとする。また、特別な標記がある項目を除いて、ユーザはWindows11ベースの校務用パソコンを用いて利用することを前提としている。

カ アプライアンス機器で納入するものについては、全て冗長構成とすることとし、1台当たりの電源ケーブルについても2本以上の入力により冗長化されていること及び必要な本数のケーブルを付属すること。

キ アプライアンス機器で納入するものについては、全て専用の19インチラックマウント金具を1台あたり各一式を付属すること。

ク 調達物品は、相互に連携して動作することが確認できているものを選定及び納入すること。

（2）5（1）セキュリティブラウザ及び5（2）セキュリティゲートウェイについて

	必要な機能
1	セキュリティブラウザはセキュリティゲートウェイとの暗号化通信を確立できること。暗号化の強度はTLS1.0/1.1による接続を禁止し、TLS1.2および1.3のみ使用可能なこと。
2	セキュリティゲートウェイは校務用パソコンにインストールしたセキュリティブラウザからの接続のみを許可し、他社が提供するアプリケーションからの接続ができない仕組みであること。
3	セキュリティブラウザの履歴やキャッシュは他のアプリケーションから参照されないこと。
4	セキュリティブラウザ内の履歴やキャッシュはセキュリティゲートウェイからログアウトするタイミングで消去されること。
5	セキュリティブラウザは手動ログアウトおよびタイムアウトによるログアウトとは別に、最後ログイン日からの経過日数が閾値を越えた場合等に強制的にログアウトを実行する機能を有すること。
6	セキュリティブラウザ内で表示したWebページ内のコンテンツをコピーして、他のアプリケーションにペーストする操作について、管理者がセキュリティゲートウェイ上で許可/禁止の設定ができること。また、他のアプリケーションへのペースト操作について禁止した場合であっても、セキュリティブラウザ内でのコピー・ペーストは許可されること。
7	他のアプリケーションからセキュリティブラウザ内への、文字列のコピー・ペーストを許可できること。また、管理者により許可/禁止の設定ができること。
8	校務用パソコンのローカル上にある電子ファイルをセキュリティブラウザで表示しているWebページへのアップロードする操作について、管理者により許可/禁止の設定ができること。
9	セキュリティブラウザ上で各ユーザが個人ごとのWebページのブックマーク登録を行う操作について、管理者により許可/禁止の設定ができること。
10	セキュリティブラウザ上で利用する全ユーザ共通のWebページのブックマークを管理者が登録できること。
11	セキュリティブラウザでユーザが登録した個人用ブックマークを、そのユーザが別の端末でセキュリティブラウザを利用する際にも同じ個人用ブックマークを利用できること。
12	セキュリティブラウザのスタートページや新規タブ展開時に、ブックマークメニューやWebサイトなどへのショートカットを表示できること。

13	セキュリティブラウザのスタートページや新規タブに表示するブックマークメニューやWebサイトなどへのショートカットは、管理者が設定できること。
14	セキュリティブラウザ上のアドレスバーを検索ボックスとして利用できること。検索時に利用する検索エンジンはユーザにより選択可能なこと。
15	セキュリティブラウザで管理者が指定したサイトのみ利用させるために、ユーザによるアドレスバーの直接入力や編集を制限できること。
16	セキュリティブラウザ内で表示したWebページ内の文字列を、セキュリティブラウザ内で検索できること。
17	セキュリティブラウザ上で、PDFファイルやWord、Excel、PowerPoint等のMicrosoft Officeファイルを、別のアプリケーションに引き渡すことなくセキュリティブラウザのタブ上で動作する専用のファイルビューアーで表示が行えること。
18	18の専用のファイルビューアーで表示したファイルについて、ピンチイン・ピンチアウト動作により表示を拡大・縮小できること。
19	セキュリティブラウザでzip形式（パスワード付含む）に圧縮されたファイルを解凍できること。
20	セキュリティブラウザで専用のファイルビューアーで表示したファイルを、Webサイトにアップロードできる機能を有すること。
21	セキュリティブラウザ上の専用のファイルビューアーで閲覧可能なファイルを、一定期間オフラインでも閲覧できること。
22	セキュリティブラウザ上の専用のファイルビューアーで表示したファイルを、プリンターを利用して印刷可能なこと。
23	インターネット上からセキュリティブラウザ内の領域にダウンロードしたファイルはファイル転送システム（無害化連携機能つき）と連携することによって、自動で無害化した上で校務用パソコン上又はファイルサーバ上の指定されたフォルダに簡単にダウンロードが可能なこと。なお、ここでいう「簡単」とは、ファイルを選択して、「右クリック」でメニュー表示→「ダウンロード」をクリック等の数回のクリック操作だけで実現できることを指す。
24	セキュリティブラウザは、Microsoft Edge、Google Chrome からエクスポートしたブックマーク（お気に入り）をインポートできること。
25	セキュリティブラウザからセキュリティゲートウェイに接続した際に、セキュリティゲートウェイに設定されたWebサイトのブックマークリストやセキュリティポリシーを取得できること。
26	管理者は、セキュリティブラウザの動作ポリシーやWebサイトのブックマークリストの情報などをユーザやグループを対象に個別に設定、適用できること。また、個別に作成した既存設定を踏襲、複製して編集、新規作成が可能なこと。
27	セキュリティブラウザで、接続先としてセキュリティゲートウェイの複数の設定を保持できること。
28	セキュリティブラウザはWindows11で動作サポートしていること。また、macOS、iOS、Androidもサポートしていること。
29	セキュリティブラウザは読み上げソフトに対応すること。
30	セキュリティブラウザは、認証及び証明書発行アプライアンス（又は認証サーバ）から発行されたクライアント証明書のCNを、セキュリティゲートウェイのユーザ認証時のIDとして利用する機能を有すること。
31	管理者はWeb管理画面でセキュリティゲートウェイを操作・設定できること。Web管理画面へのアクセスは暗号化通信を利用していること。また、Web管理画面は日本語及び英語の両方で提供されていること。
32	セキュリティブラウザがセキュリティゲートウェイ経由でアクセスする複数のWebサイトへ、セキュリティゲートウェイへのログイン時に使用したID/パスワードを送出する機能を有すること。
33	セキュリティゲートウェイのWeb管理画面は排他制御やセッションタイムアウトなどのセキュリティ対策がなされていること。
34	セキュリティゲートウェイは、セキュリティゲートウェイを経由してアクセスするWebサイトに対して適用するホワイトリスト形式のアクセス許可リストが保持できること。

35	セキュリティゲートウェイは、セキュリティゲートウェイを介した各 Web サイトへのアクセスログを発注者が別途構築する Syslog サーバに送出できること。
36	セキュリティゲートウェイはRADIUSアカウントングに対応していること。
37	セキュリティゲートウェイ経由でアクセスを許可されていない Web サイトへのアクセスがあった場合に、セキュリティゲートウェイが表示するエラーメッセージの内容について管理者により変更できること。
38	セキュリティゲートウェイはメンテナンス性を考慮し、アプライアンス型でメーカ提供されていること。設置先環境に合わせて構築できるよう、物理アプライアンスだけでなく、仮想アプライアンスでも提供されていること。
39	セキュリティゲートウェイはActive-Standby構成で冗長化が可能で、障害時に自動で切り替わること。
40	複数のセキュリティゲートウェイを利用する環境において、ロードバランサー等の別機器を使用せずに本体だけの組合せ・設定で負荷分散をできる機能を有すること。
41	複数のセキュリティゲートウェイで負荷分散させて利用する環境において、セキュリティゲートウェイへ接続する場合にはユーザに接続先を選択させる必要なくログイン可能なこと。
42	セキュリティゲートウェイはユーザやグループを対象に個別にファイル転送システムの振り分け先を決められること。

(3) 5 (3) ファイル転送システム及び5 (4) 無害化ソフトウェアライセンスについて

ア 基本機能

	必要な機能
1	2つの異なるネットワーク間で、WEBブラウザ及びフォルダを利用したファイルの転送機能を提供すること。(校務用パソコンが接続するネットワークとインターネット接続系ネットワーク間でのファイル転送利用目的)
2	ファイルの転送機能はユーザ本人のアカウントに紐づく領域に限定した送受信であること。1対多や本人以外との送受信は行えないこと。
3	今回調達する「無害化ソフトウェアライセンス」を利用して発注者が別途構築するファイル無害化サーバと連携し、ファイル転送時に自動で無害化する機能を提供すること。
4	転送するファイルの選択はドラッグ&ドロップで行えること。なおWEBブラウザ利用時にはドロップ可能な領域はブラウザの全領域で可能なこと。
5	ファイル転送の操作は、ファイルの選択のみで宛先や件名の入力が必要としないこと。
6	ファイルの転送時に第三者による承認が行えること。承認者は複数指定でき、また承認者に対して任意のコメントを入力できること。
7	メールアドレスを持たないユーザもシステムにアカウントを登録でき、ファイル転送が行えること。
8	ファイルのアップロード、ダウンロード、削除、承認要求、否認、受取可能などをメールで通知できること。また、無害化システムと連携している場合に、無害化処理失敗となった際にもメール通知されること。
9	ファイルの転送と受け取りの利用画面は1つにまとめられており、ファイル転送及び受信が画面遷移無く1画面のみで利用できること。
10	転送できるファイルは拡張子により指定でき、予め決められたものに限定できること。
11	異なるセグメント間でのファイル転送において、セグメントAからBへ、BからAへなどの方向性を指定できること。
12	ファイル転送の方向性ごとに、無害化システムの利用有無および承認機能の利用有無を選択できること。
13	無害化システムと連携している場合において、パスワード付き (zip、Office、PDF) /パスワード無しファイル混在で複数ファイルをファイル転送システムに一括アップロードし、無害化できること。
14	無害化できないファイル、意図的に無害化したくないファイルについては、承認機能を用いてファイルの取り込みが可能なこと。またそのファイルを削除できること。

15	ファイル転送システムにアップロードする際、すべてのユーザまたは特定のユーザが無害化の実施有無を選択できること。また、無害化を実施しないファイルに対しては承認を必須にできること。 「無害化実施無し」を選択できるユーザは、無害化実施有り/無しファイル混在で複数ファイル一括アップロードできること。
16	ファイル転送システムからのファイルダウンロード時に複数ファイルを一括でダウンロードできること。
17	セキュリティブラウザ内のダウンロード領域に格納されているファイルを右クリック操作でファイル転送システムへのアップロード及び無害化が可能なこと。ファイルが無害化された場合は承認を不要とできること。
18	17 でファイル転送システムにアップロード及び無害化されたファイルが自動で校務用パソコンのローカル上及びファイルサーバ上の特定のフォルダに転送又は同期できること。もしくは、当該機能の実現に必要なフォルダ連携用サーバを構築するためのライセンスを付属すること。
19	セキュリティブラウザからファイル転送システムにファイルアップロードする際はファイル転送システムに明示的にログインすることなく可能なこと。
20	ファイル転送システムの利用は、ユーザ認証によりファイル転送システムへのログインを行った後に可能となること。
21	ユーザ認証は、ローカル認証、Active Directory認証、クライアント証明書認証のいずれにも対応していること。
22	クライアント証明書を用いて、ID/パスワードと併用した二要素認証、またはID/パスワードが不要な自動ログインが利用できること。
23	証明機関が発行したサーバ証明書に対応し、暗号化通信が可能であること。
24	ファイル転送システムへのユーザからのアクセスについて、IPアドレスおよびIPアドレス範囲で制限できること。
25	プロキシなどを経由したユーザからのアクセスについて、クライアントの送信元 IP アドレスが特定できる場合には、クライアントの送信元 IP アドレスでのアクセス制御が行えること。
26	ファイル転送システムへのアップロード時にファイルに対するウイルスチェックを行う仕組みを有すること。
27	設定・管理は、全て日本語及び英語の WEB インターフェイス (GUI) で行え、コマンドによる設定が必要な項目は無いこと。
28	設定情報を1ファイルにバックアップし、そのファイルをリストアできること。
29	設定情報のバックアップは任意のタイミングで行えるほか、指定したサーバに定期的に自動送信できること。
30	ユーザによりファイル転送システムへアップロードされたファイルの保存期間を管理者が定義できること。保存期間を超過したファイルは自動的に削除されること。
31	ユーザがファイル転送システムへアップロード可能なファイルの拡張子を管理者が制限できること。またファイルの拡張子とMIMEタイプ内容が一致していないファイルのアップロードを禁止できること。
32	未承認のままのファイル保存期間を管理者が定義できること。保存期間を超過したファイルは自動的に削除されること。
33	システムが発信するメール (通知) の内容を管理者が任意にカスタマイズできること。
34	ログイン画面及び操作画面の製品ロゴマークのカスタマイズ機能を有すること。
35	ユーザ管理画面を有し手動操作によりユーザを登録・変更・削除ができること。
36	複数のユーザ登録情報を CSV ファイルにエクスポートができること。
37	CSVファイルによるユーザのインポート(一括登録・変更・削除)ができること。
38	ユーザ情報はActive Directoryと連携し自動登録、認証できること。
39	分離された2つのネットワーク毎に異なる Active Directory が利用でき、同一ユーザのアカウント名が各 Active Directory で異なっても利用できること。
40	機器の更新版ソフトウェアを平易な操作で適用できること。
41	ファイル転送システムの利用状況や統計情報を管理者が参照できること。
42	ファイル転送 (アップロード、ダウンロード及び承認等) の操作は全て履歴を残すこと。履歴とは日時、ファイル名、操作内容、操作者、IP アドレスを指し、これを操作画面上で表示でき

	ること。またこれを CSV に出力できること。
43	操作履歴を Syslog サーバに転送できる機能を有すること。また、Syslog サーバは複数指定でき TCP 及び UDP に対応していること。
44	ファイル転送に係る障害発生時、問題を特定するためのシステム情報（診断情報）を収集する機能を有すること。
45	システムツールとして、ping、traceroute、nslookup、digを含むネットワークコマンドを提供し、通信確認ができること。また、パケットキャプチャ機能を有し、インターフェイスごとにパケットが取得できること。

イ 無害化対象ファイル

下記のファイルの無害化が可能であること。

	無害化対象ファイル
1	<文書ファイル> Word (doc、docx、docm)、Excel (xls、xlsx、xslm)、PowerPoint (ppt、pptm、pptx、ppsm)、Word Viewer (rtf)、Visio(vsd)、一太郎文書 (jtd、jtde)
2	<画像ファイル> JPEG (jpg/jpeg)、PNG(png)、TIFF(tiff)、GIF (gif)、BMP (bmp)、Windows Metafile(wmf/emf)
3	<動画ファイル> WMV(wmv)、MPEG(mpeg)、WAV(wav)、MP3(mp3)、MP4(mp4)、MOV(mov)、AVI(avi)、WEBM(webm)
4	<圧縮ファイル> ZIP (zip)、RAR(rar)、7Z(7z)、GZIP(gz)、XZ (xz)、LZH (lzh)
5	<CAD> AutoCAD (dwg)、AutoCAD Drawing Template (dwt)、AutoCAD Drawing Standards (dws)、SXF Feature Comment (sfc)、STEP Data Model (p21)、JW CAD(jww)、Drawing Interchange Format (dxf)、Design Web Format (dwf)、3D Studio (3ds)

ウ 無害化連携機能

	必要な機能
1	ファイルを分析し、スクリプトやマクロやOLEオブジェクトなどリスクの高い因子について（総務省ガイドラインの無害化処理要件を満たす）無害化処理機能を有すること。
2	無害化エンジンのソースファイルの拡張子の対応数が、100種類以上であること。また、その情報は一般に公開されていること。
3	無害化後のファイルの操作性（編集・加工）やアプリケーションの適合性を保持するため、無害化処理前と処理後で75%以上はファイル拡張子が変わらないこと。なお無害化処理についてはファイル構造を解析して、内部構造に含まれるファイル要素も無害化処理して再構成する処理プロセスを要件とし、この処理においてファイル拡張子が維持されること。
4	無害化処理のポリシー設定については、アプリケーション単位にポリシー設定が可能であること。（例：Microsoft Office の場合、Word/Excel/Powerpoint などの単位）。
5	無害化結果は、そのファイルが持つ要素（Officeファイルの場合、埋め込みオブジェクトやマクロ、ハイパーリンクなど）ごとに確認が可能であること
6	wmv / mpeg / wav / mp3 / mp4 / mov / avi / webmの動画ファイルタイプの無害化処理に対応すること。

(4) 5 (5) 認証及び証明書発行アプライアンスについて

ア 基本機能

	必要な機能
1	ソフトウェアとハードウェアが一体となったアプライアンス製品であること。

2	管理者はWeb管理画面で操作・設定できること。その言語は日本語及び英語から選択でき、Web管理画面へのアクセスは暗号化されていること。
3	ユーザ向けのサービスページを管理者がカスタマイズできること。ロゴの変更や任意メッセージの挿入に対応すること。
4	製品の操作マニュアル、リリースノート、その他関連文書は日本語で提供されていること。
5	クライアント証明書の最大数は利用者ライセンス数の4倍以上であること。
6	認証局(CA: Certificate Authority)機能を有し、X.509 version3形式のユーザ証明書及びサーバ証明書を発行できること。
7	内部に搭載されているプライベート証明機関の有効期限は99999日まで設定できること。
8	CAの有効期限を、発行するクライアント証明書、CRL等の有効期限も同じにできること。
9	発行するデジタル証明書の有効期限は有効日数もしくは日付から選択できること。
10	Web ブラウザを用いた利用者からの申請により、デジタル証明書の展開ができること。コンピュータ証明書を使用する場合も、自動的にコンピュータストアが指定され展開できること。デジタル証明書の発行条件として権限者による承認に対応すること。
11	OCSP(Online Certificate Status Protocol)に対応し、証明書の失効状態を取得可能であること。

イ 管理機能等

	必要な機能
1	登録アカウントの管理は個別登録のほか、CSVファイルからの一括登録・変更・削除ができること。
2	ユーザ用のページでユーザ自らパスワードの変更ができること。
3	Web 管理画面からの平易な操作により設定の保存(バックアップ)と復元(リストア)が可能であること。設定の保存は手動のほか、外部サーバへの自動保存が指定できること。
4	NTP(Network Time Protocol)クライアント、SNMP(Simple Network Management Protocol)エージェント機能を有すること。
5	システムやRADIUS、CAサービスのログを記録できること。ログの記録先はアプライアンス内部又は外部、もしくはその両方から選択可能で、外部Syslogサーバへのログ出力はUDP、TCPどちらにも対応すること。
6	Web管理画面からネットワーク通信状況の確認が可能であること。(使用するネットワークコマンド例: ping、traceroute、nslookup、NTPtrace、tcpdump等)
7	管理用コンピュータと直接コンソール接続することで、システム情報表示、設定の初期化、システムの停止、アクセス制御の無効化及び管理者パスワードの初期化ができること。
8	当該アプライアンスへの通信に対し、機器インターフェース、プロトコル、送信先・送信元ネットワーク情報(IPアドレス、サブネットマスク、ポート番号)の組合せにより、許可・拒否などの制御ができること。
9	無停電電源装置(UPS: Uninterruptible Power Supply)と連携しシャットダウンできること。SSHによるネットワーク経由でのシャットダウンに対応できること。
10	ユーザ用のページにて、第三者から製品の特定につながるコピーライト表記を非表示にできること。

(5) 5 (7) L2スイッチについて

区分	項目	仕様
本体仕様	筐体	19 インチラックにマウントでき、1U 以内のサイズであること。
		インターフェース数は、10/100/1000 Mbps イーサネット ポートを 24 ポート以上、1GE/10GE 対応の SFP+ポートを 4 ポート以上有すること。
		10/100/1000 Mbps 管理ポートまたはコンソール ポートを使用したスイッチ管理が可能であること。
		電圧は、100 ~ 240VAC / 50 ~ 60Hz に対応すること。
		電源装置は、電源装置はホットスワップ可能な 1+1 の冗長構成であること。

		消費電力は 125W 以下であること。
		動作温度は 0 ～ 40 ° C 以上であること。
		19 インチラックマウントキットを具備すること。
	機能性能	MAC アドレスエントリ数は、最大 16,000 以上であること。
		VLAN 数は、1,000 以上であること。
		レイヤ 2 スイッチ ポートおよび VLAN トランク機能を有すること。
		IEEE 802.1Q VLAN カプセル化機能を有すること。
		VLAN 単位の高速スパニングツリー機能をサポートすること。
		スパニングツリー PortFast および、PortFast トランク機能を有すること。
		EtherChannel 機能を有すること。
		全ポートで 9,000Byte 以上のジャンボ フレームをサポートすること。
		ストーム制御機能を有すること。
		ポートあたり 8 つ以上のキューを有すること。
		ACL ベースの QoS 分類が可能であること。
		CoS ベースの出力キューイング機能を有すること。
		IP ベース ACL 機能を有すること。
		SSHv2 機能を有すること。NTP 機能を有すること。
		ミラーポートを作成可能であること。
		ポートダウンや Syslog メッセージなどをトリガーに任意のコマンドを実行する機能を有すること。
		ポートおよび、VLAN にアクセスリストを設定できること。
		日時や時間帯を指定できるアクセスリスト機能を有すること。
		隣接する情報ハイウェイ機器と機器情報を相互に伝達するプロトコルを有すること。
10G 光インターフェイス		・調達する L2 スイッチと同台数の 10G 光インターフェイス付属すること。 ・調達する L2 スイッチと同一メーカーの 10GBASE-SR の SFP であること。
保守仕様		・ 4 の期間において、24 時間 365 日の受付窓口を有し、翌営業日までに初期応答を実施すること。

7 納入場所及び数量

納入場所は以下のとおりとする。詳細な場所については、発注者が別途指示する。
鳥取市東町一丁目 220 鳥取県議会棟別館

8 提出図書

調達物品納入時に、以下の提出図書を発注者へ提出すること。なお、提出部数は紙媒体で 1 部、電子化が可能なものについては電磁的記録媒体 (CD-R 又は DVD-R) に格納して 1 部提出すること。

名称	部数
調達物品一覧及び納入写真	1
保証書及び新品証明書	1
保守証書	1
ライセンス証書	1

9 一般事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(3) 守秘事項等

ア 受注者は、本業務における成果物(中間成果物を含む。)を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

イ 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ 受注者は、本業務に従事する者並びに(2)により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、ア及びイを遵守させなければならない。

エ 発注者は、受注者がアからウに違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、この契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

オ アからエは、4の期間満了後又はこの契約解除後も同様とする。

(4) 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

(5) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、本仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

(6) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(7) 仕様書と本業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が本仕様書又は発注者及び受注者双方協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

(8) 事故等発生時の対応義務

ア 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。

イ アの場合において、受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

(9) 一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害((10)ア又はイの損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が

負担する。

(10) 第三者に及ぼした損害

- ア 本業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- イ アにかかわらず、アの賠償額のうち、発注者のみの責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。
- エ ア及びイの場合、その他本業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たる。

(11) 責任の制限

発注者及び受注者双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は当該部分について委託料の支払義務を免れる。

(12) 完了報告及び検査

- ア 受注者は、5の調達物品を納入したときは、納入完了の日から3日以内に納入完了報告書を発注者に提出しなければならない。
- イ 発注者は、アの完了報告書を受理したときは、その日から7日以内に納入の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- ウ 発注者は、イに基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。
- エ 受注者は、イの検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。
- オ イ及びウは、エの再検査の場合において準用する。

(13) 委託料の支払

- ア 受注者は、(12)ウ((12)オにおいて準用する場合を含む。)の通知を受理した後、発注者に委託料を請求する。
- イ 発注者は、アによる正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る委託料を受注者に支払う。
- ウ 発注者が正当な理由なくイの支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

(14) 違約金

発注者は、受注者が3の納入期限までに5の調達物品を納入できなかったときは、遅延日数に応じ、委託料の額から既完了部分(受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。)に対する相当額を控除した額に対し、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第120条の規定により計算した額を、違約金として受注者に請求することができる。

(15) 業務の中止

発注者は、必要があると認めたときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

(16) 追完請求権

- ア 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が本仕様書の内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により成果品の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- イ アにより発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。

ウ ア及びイは、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。

(17) 任意解除

ア 発注者は、(18)又は(19)によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

イ 発注者は、アによりこの契約を解除する場合、契約解除の1月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(18) 催告による解除

ア 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(ア) 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。

(イ) 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

(ウ) 正当な理由なく(16)アの履行の追完がなされないとき。

(エ) (ア)から(ウ)に掲げる場合のほか、本業務に係る契約に違反したとき。

イ 受注者がアにより本業務に係る契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(19) 催告によらない解除

ア 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちに本業務に係る契約を解除することができる。

(ア) 本業務の履行不能が明らかであるとき。

(イ) 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(ウ) 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が(18)のアの催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(オ) 受注者又はその代理人若しくは使用人が本業務に係る契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反する行為又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

(カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(キ) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団員を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

g 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

イ 受注者は、アにより本業務に係る契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(20) 解除の制限

(18) ア（ア）から（エ）まで及び（19）ア（ア）から（エ）までに定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、（18）及び（19）による本業務に係る契約の解除をすることができない。

(21) 賠償の予定

受注者が（19）ア（オ）に該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者が本業務に係る契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

(22) 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(23) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(24) 著しい物価変動等による契約額の変更

著しい物価変動等により契約額が著しく不相当となったときは、発注者受注者協議して、この契約を変更する契約を締結することができる。

(25) その他

ア 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

イ 契約書の作成に当たり、本仕様書の9の一般事項を契約書に記載した場合は、当該一般事項を本仕様書から削除する場合がある。

ウ 本仕様書中の一般事項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該一般事項の趣旨を変えないで用語を変更する場合がある。